

財務省告示第五百五十七号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成十五年七月二十二日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

平成十五年八月八日

財務大臣臨時代理

國務大臣 亀井 善之

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	振替法の適	用等	発行方法	払込金額	最低額面金	振替単位
利付国庫債券（十年）（第二百五	十一回）	財政融資資金特別会計法（昭和	二十六年法律第一百一号）第十一	条第一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号。以下	「振替法」という。）の規定の適	用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。
国民年金法等の一部を改正する	法律（平成十二年法律第十八号）	附則第三十七条第一項の規定に	基づき厚生労働大臣から年金資	金運用基金に寄託された資金に	よる引受け	額面金額で二千十二億円	円	千九百九十九億九千二百八十	万
五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成十五年七月二十二日	額面金額百円につき九十九円四			

十  
二

の経利  
払過  
込利  
み子率

十銭  
年〇九パーセント  
年資金運用基金理事長は、払  
込金額に追加、次の算式により  
算出した金額を第十八号に規定  
する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{32}{365}}$$

十  
三

初  
期  
利  
子

平成十五年十二月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十  
四

後第  
の二期  
利子以

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十  
五

償還  
金額限

平成二十五年六月二十日  
額面金額百円につき百円

十  
六

元利  
支額

日本銀行

十  
七

払込  
場所

平成十五年七月二十二日

十  
八

払込  
期日